

各地区で趣向を凝らした敬老会

地域介護課 ☎592144
 多年にわたり地域社会に貢献されてきた高齢の方々へ感謝と長寿の祝いとして、各地区で敬老会を開催します。各地区で趣向を凝らしたさまざまな催しを行います。ぜひ、参加してください。

在宅高齢者実態調査

民生委員が行う調査にご協力を
 地域介護課 ☎592144
 民生委員が高齢者世帯を訪問して、世帯や身体状況などの実態を調査します。皆様のご協力をお願いします。

※この調査は、市の施策や民生委員の支援活動に役立てることを目的として実施しています。
 対象 70歳以上の方

緊急通報システム

地域介護課 ☎592144
 緊急時にスイッチを押せばコールセンターにつながる機器を高齢者世帯に設置します。住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための支援を行うものです。
 対象 市内在住で、次のいずれかに該当する世帯の方
 ○65歳以上の一人暮らしまたは家族のやむを得ない理由などにより昼

日常生活自立支援事業「かけはこ」

よりそいサポートセンター ☎353300
 一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管などの支援を行います。
 申し込み よりそいサポートセンターへ。

成年後見制度

地域介護課 ☎592152
 判断能力が十分でない方が必要な契約を結べなかったり、自身に不利

伸ばそう!健康寿命・担おう!地域づくり
シニアクラブで地域の仲間づくりを
してみませんか。

問い合わせ シニアクラブ連合会事務局(社会福祉協議会内) ☎52-2235

高齢化が進み地域での高齢者人口が増加しています。高齢者が健康で生活できる地域づくりが求められる時代です。シニアクラブ連合会では、「伸ばそう!健康寿命・担おう!地域づくり」をテーマに「楽しく活動できるシニアクラブづくり」を推進し、次のような活動をしています。

【健康づくり】

運動会、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会など

【親睦・生きがい対策】

ふれあい旅行(一泊旅行と日帰り旅行)、囲碁・将棋大会、芸能大会、大竹ふれあい健康福祉まつり作品展、民謡教室など

【奉仕活動】

公園・神社・道路の清掃、花いっぱい運動などの環境美化活動

※地域のクラブ活動資金には、市からの支援があります。

皆さんの地域でも「楽しいシニアクラブ」の活動を進めてみませんか。

9月は老人保健福祉月間
安心できるシルバーライフを—



ビデオに合わせて「いきいき百歳体操」

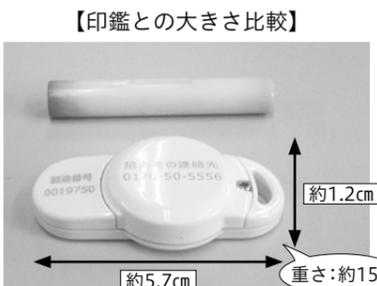
毎年9月に開催される地域でのさまざまな行事のほか、高齢者の方に役立つ情報をお知らせします。

生活見守りサービス

ちゅピCOM ☎0800-555-2525
 一人暮らし高齢者などの見守りを目的としたサービスです。利用者が、専用チューナーを設置したテレビの電源を入れると、家族の携帯電話などへ自動的にメールが送信されます。
 対象 市内在住で、次のいずれかに該当する方
 ○65歳以上で一人暮らしの方
 ○おおむね65歳以上の二人暮らしで、要介護度3以上の方およびその方を自宅介護している方
 ○その他見守りが必要な方
 利用条件 ちゅピCOM光TVに加入すること。
 市からの助成
 ○ちゅピCOM光TV加入時に必要な初期費用
 ○見守りサービスの月額基本利用料(※ちゅピCOM TV利用料金は自己負担です)
 申し込み ちゅピCOM(9時30分~18時)

認知症高齢者等見守り事業

「みまもりタグ」で認知症の方などを見守ります
 地域介護課 ☎286226
 みまもりタグとは
 電波を出力する小型の装置です。



みまもりタグを所持した対象者が、みまもりタグアプリ(無料)をインストールしたスマートフォンに接近すると、対象者の位置情報が蓄積されます。その情報で、捜索範囲が絞られ、保護者の方にとって、見守りの負担を軽減することができます。
 市では、対象者1人につき、みまもりタグを1個、無償で貸与します。
 対象 市内在住で、次のいずれかに該当する方
 ○65歳以上の方
 ○40歳以上で、認知症の診断を受けている方
 保護者(申請者)
 ○対象者の親族
 ○対象者の成年後見人など
 費用負担 保護者の方は、次の費用を負担します。
 ・みまもりタグの月額利用料(1月当たり220円(税込み))
 申し込み 地域介護課へ。

益な契約を結んでしまったりする場合に備えて、家庭裁判所が選んだ成年後見人などが、本人に代わって福祉サービスの利用契約などを行ったり、預貯金などの財産管理をしたりするしくみです。制度を利用する場合は、広島家庭裁判所に申し立てが必要で、申し立てを行う人がいないなど、不明な点は、地域介護課に問い合わせてください。

いきいき百歳体操

地域介護課 ☎286226
 DVDを見ながら、イスに座ったまま簡単な動きで行うことができます。30分程度の体操です。慣れてきたらおもりを使って、さらなる筋力アップ

プを目指します。ゆっくりとした運動なので、無理なく安全に誰でも始めることができます。7月末現在で、29団体が取り組んでいます。
 市では、いきいき百歳体操を月2回以上実施する3人以上の団体に、次の支援をしています。(会場、イス、テレビ、DVD再生機器が必要です)
 ①いきいき百歳体操のDVDの配付
 ②リハビリ専門職などの派遣・体操指導(4回まで)、体力測定・運動効果の評価(3カ月、6カ月、12カ月)
 まずはどんな体操か説明だけでも聴いてみたい方、回数・人数の相談にも応じますので、気軽に連絡してください。

立戸3丁目 一般競争入札で市有地を分譲

問い合わせ 監理課 ☎59-2161

対象物件 位置図のとおり
 申込期間 10月17日(月)から25日(火)までの9時から17時(土・日曜日を除く)に、監理課へ。
 ※申込期間中の申し込みがない場合は、翌日から申込順で受け付け。(土・日曜日、祝日を除く9時~17時)なお、このときは最低売却価格で売却します。
 売却方法 一般競争入札(最低売却価格以上の有効札の中で、最高額の札を入札した方を落札者とします)

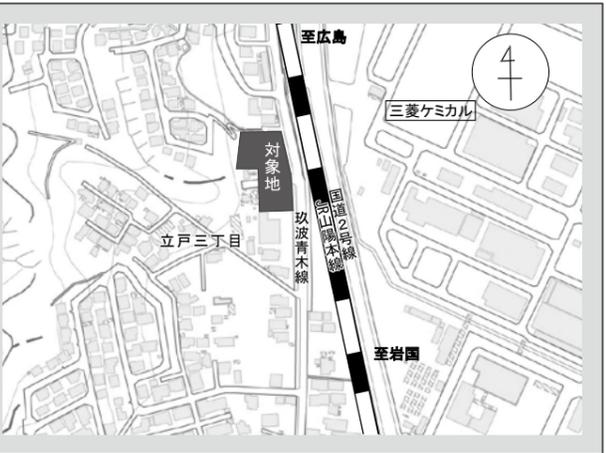
最低売却価格 74,500,000円
 土地の詳細や申し込み資格、入札日などは、申し込み要領をご覧ください。申し込み関係書類は監理課にあります。市ホームページ(9月1日公開)からもダウンロードできます。

注意事項 敷地内地下には公共下水道管が埋設されています。詳しくは、上下水道局工務課(☎59-2194)に問い合わせてください。

土地の詳細や申し込み資格、入札日などは、申し込み要領をご覧ください。申し込み関係書類は監理課にあります。市ホームページ(9月1日公開)からもダウンロードできます。

敷地内地下には公共下水道管が埋設されています。詳しくは、上下水道局工務課(☎59-2194)に問い合わせてください。

所在	地番	登記地目	面積(実測)
立戸3丁目	1842番1	宅地	2,386.06㎡



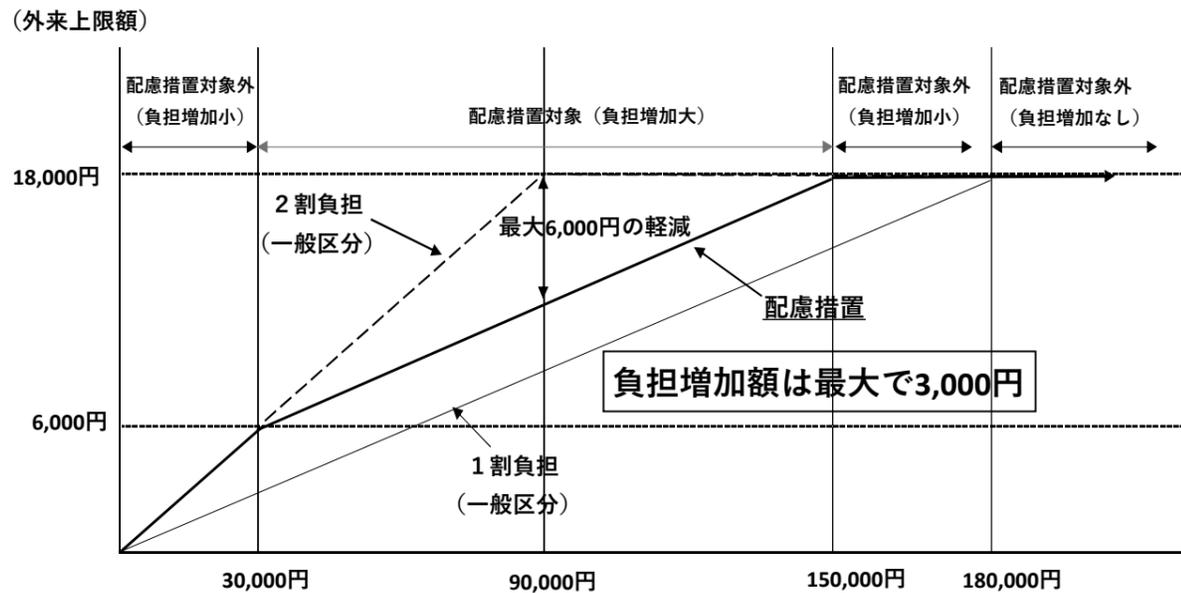
【表2】 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧

10月診療分からの自己負担限度額

区分		自己負担限度額(月額)		
		外来(個人単位)	外来+入院 (※①世帯単位)	
住民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)(※②多数回該当)	
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円～	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)(※②多数回該当)	
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円～	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(※②多数回該当)	
	一般Ⅱ	2割負担	18,000円または、6,000円 +(医療費-30,000円)× 10%の低いほうを適用(年 間上限額144,000円) ※医療費が30,000円未満 の場合は、30,000円で計 算する。※③	57,600円 (44,400円) (※②多数回該当)
	一般Ⅰ	1割負担	18,000円 (年間上限額144,000円)	
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ			15,000円

- ※① 世帯単位:加入している医療保険が異なる場合は合算できません。
- ※② 多数回該当:過去12か月間で3回以上自己負担額が限度額に達した場合、4回目から限度額が下がります。
- ※③ グラフ「外来自己負担限度額」参照

外来自己負担限度額



後期高齢者医療被保険者証(保険証)
10月に定期更新があります



問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

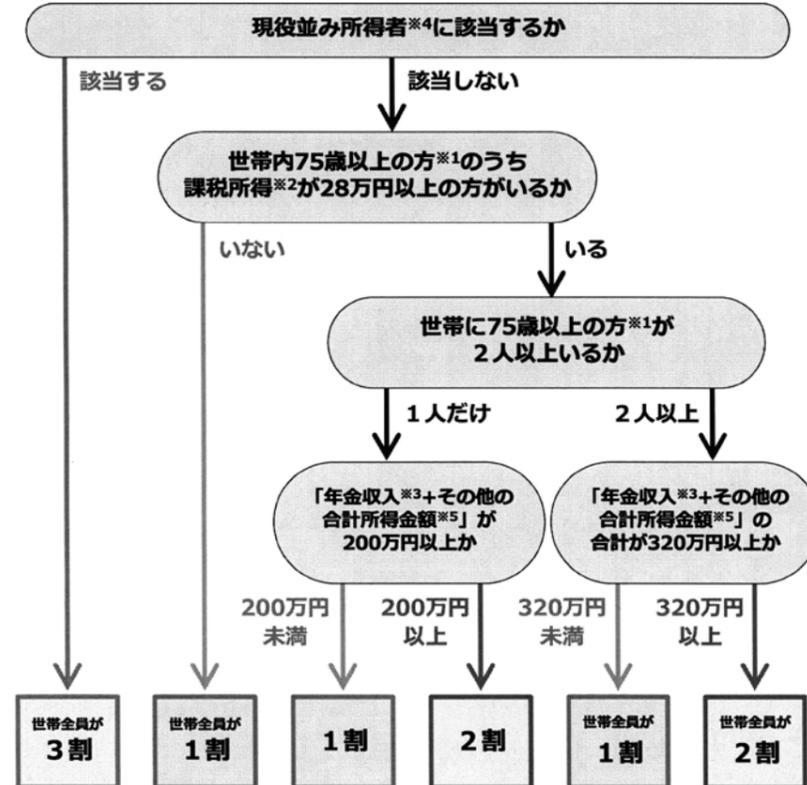
新しい保険証は、県後期高齢者医療広域連合から9月下旬に黄色の封筒で直接送付されます。10月に入っても届かない場合は、保健医療課まで問い合わせてください。10月1日以降に病院などに行くときは、新しい保険証を必ず提示してください。新しい保険証は、現在と同じ色となります。有効期限の過ぎた古い保険証は使用できませんので、保健医療課または各支所に返却するか、自身で確実に廃棄してください。また、新しい保険証の記載内容と事実と相違があれば、早めに届け出てください。

対象者・負担割合
75歳以上の方と65歳以上で一定の障害により県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が対象です。10月1日時点で自己負担割合を【表1】のとおり判定し、保険証に記載しています。

※負担割合の見直しに関する問い合わせは厚生労働省コールセンター(0120・002・719)へ。限度額適用・標準負担額減額については、【表2】のとおりです。

【表1】 負担割合の判定基準

窓口負担2割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、520万円)以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。